

第 91 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
御影山 手 17 号 線	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 56 地先	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 33 地先	251.20	6.00		その 1
御影山 手 18 号 線	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 47 地先	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 69 地先	11.00	4.00	歩行者 専用道 路	その 1
上大沢 24 号線	神戸市北区大 沢町上大沢字 久保之垣内 2825 番地先	神戸市北区大 沢町上大沢字 堂之垣内 2837 番地先	64.80	最大 5.40 最小 4.60		その 2
上大沢 25 号線	神戸市北区大 沢町上大沢字 梶谷垣内 2913 番地先	神戸市北区大 沢町上大沢字 幸田 2942 番地 先	321.60	最大 10.30 最小 4.50		その 2
上大沢 26 号線	神戸市北区大 沢町上大沢字 皿池尻 2899 番 地先	神戸市北区大 沢町上大沢字 皿池口 2881 番 地先	162.00	最大 7.40 最小 4.00		その 2
上大沢 27 号線	神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内 2933 番地先	神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内 2932 番地先	61.80	最大 10.80 最小 5.70		その 2
上大沢 28 号線	神戸市北区大 沢町上大沢字 川向 2960 番地 先	神戸市北区大 沢町上大沢字 丸山 2993 番地 先	329.20	最大 11.30 最小 4.20		その 2
見津が 丘 31 号 線	神戸市西区見 津が丘 6 丁目 30 番地先	神戸市西区見 津が丘 1 丁目 62 番地先	454.10	16.00		その 3
菅野 23 号線	神戸市西区櫛 谷町菅野字上 川原 428 番 3 地 先	神戸市西区櫛 谷町菅野字野 手 1234 番地先	379.50	最大 13.00 最小 5.00		その 4

菅野 24 号線	神戸市西区櫛 谷町菅野字上 川原 1193 番地 先	神戸市西区櫛 谷町菅野字野 手566番地先	568.10	最大 21.50 最小 4.00	その 4
-------------	-------------------------------------	-----------------------------	--------	---------------------	------

2 廃止する市道路線

(1) (2)以外の廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
道場村 第 39 号 線	神戸市北区道 場町塩田字東 山上 2895 番地 先	神戸市北区道 場町塩田字東 山中 2917 番地 先	298.70	1.80	その 5
有野里 19号線	神戸市北区有 野町有野字川 下3510番地先	神戸市北区有 野町有野字川 下3508番地先	43.80	1.00	その 6
有野町 合併第 64号線	神戸市北区有 野町有野字川 下3500番地先	神戸市北区有 野町有野字川 下 3492 番 2 地 先	243.70	1.60	その 6
有野町 合併第 65号線	神戸市北区有 野町有野字川 下3508番地先	神戸市北区有 野町有野字川 下 3493 番 1 地 先	229.00	最大 1.60 最小 1.00	その 6
櫛谷里 213号線	神戸市西区櫛 谷町菅野字上 川原451番 1 地 先	神戸市西区櫛 谷町菅野字上 川原456番 2 地 先	83.00	最大 2.00 最小 1.50	その 7
櫛谷村 合併第 126号線	神戸市西区櫛 谷町菅野字野 手511番 2 地先	神戸市西区櫛 谷町菅野字上 川原436番 2 地 先	80.40	最大 2.00 最小 0.60	その 7
櫛谷村 合併第 130号線	神戸市西区櫛 谷町菅野字野 手518番地先	神戸市西区櫛 谷町菅野字野 手554番地先	161.00	1.00	その 7
櫛谷村 合併第 134号線	神戸市西区櫛 谷町菅野字野 手517番 1 地先	神戸市西区櫛 谷町菅野字野 手513番地先	74.70	最大 1.80 最小 1.00	その 7

(2) 土地改良事業に伴い廃止する市道路線

県営土地改良事業大沢地区第 2 - 1 工区内の従前の市道路線。ただし、宮坂線、上大沢中
大沢線及び大沢里169号線を除く。(議案参照図その 2)

理 由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、
議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 [略]

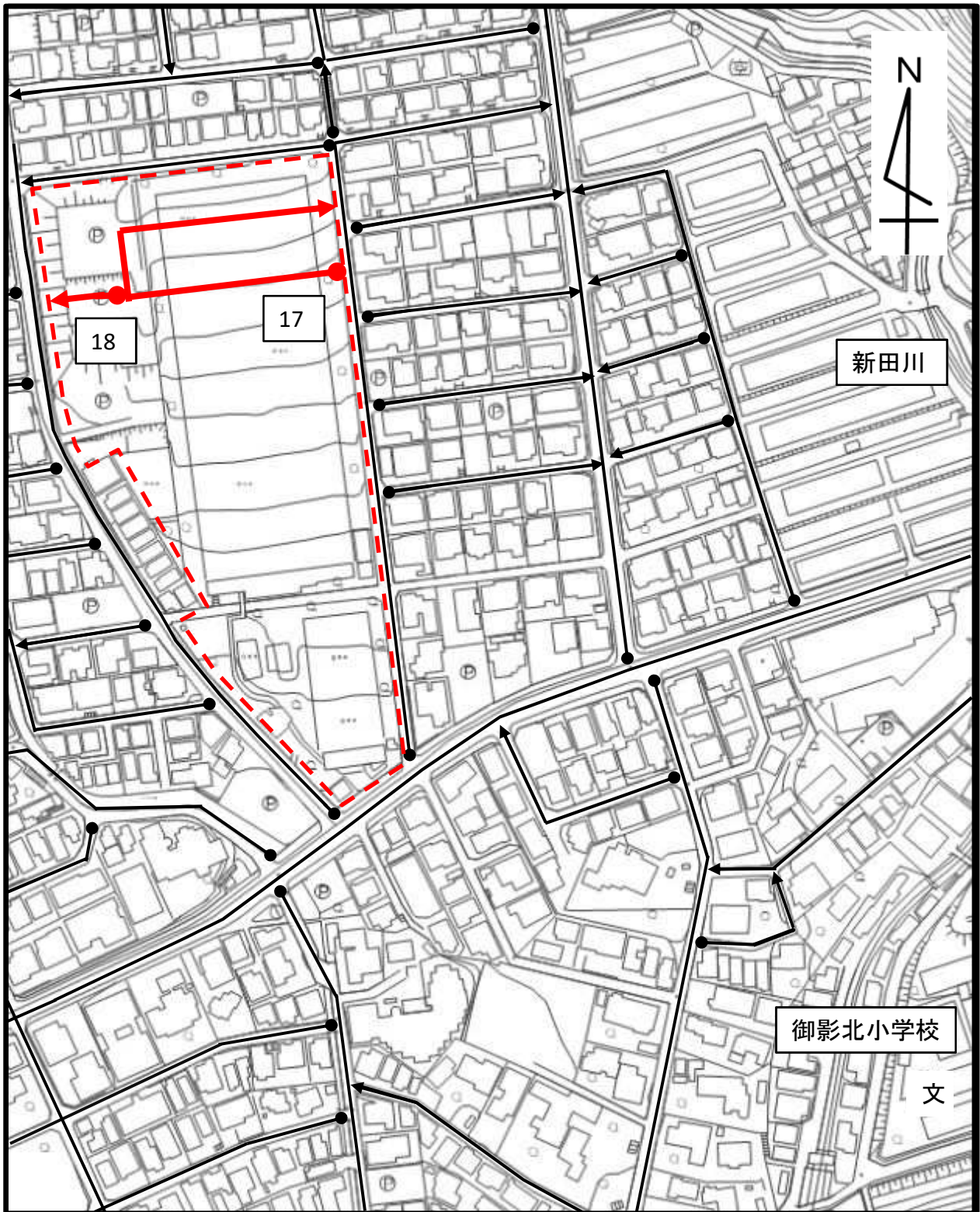
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

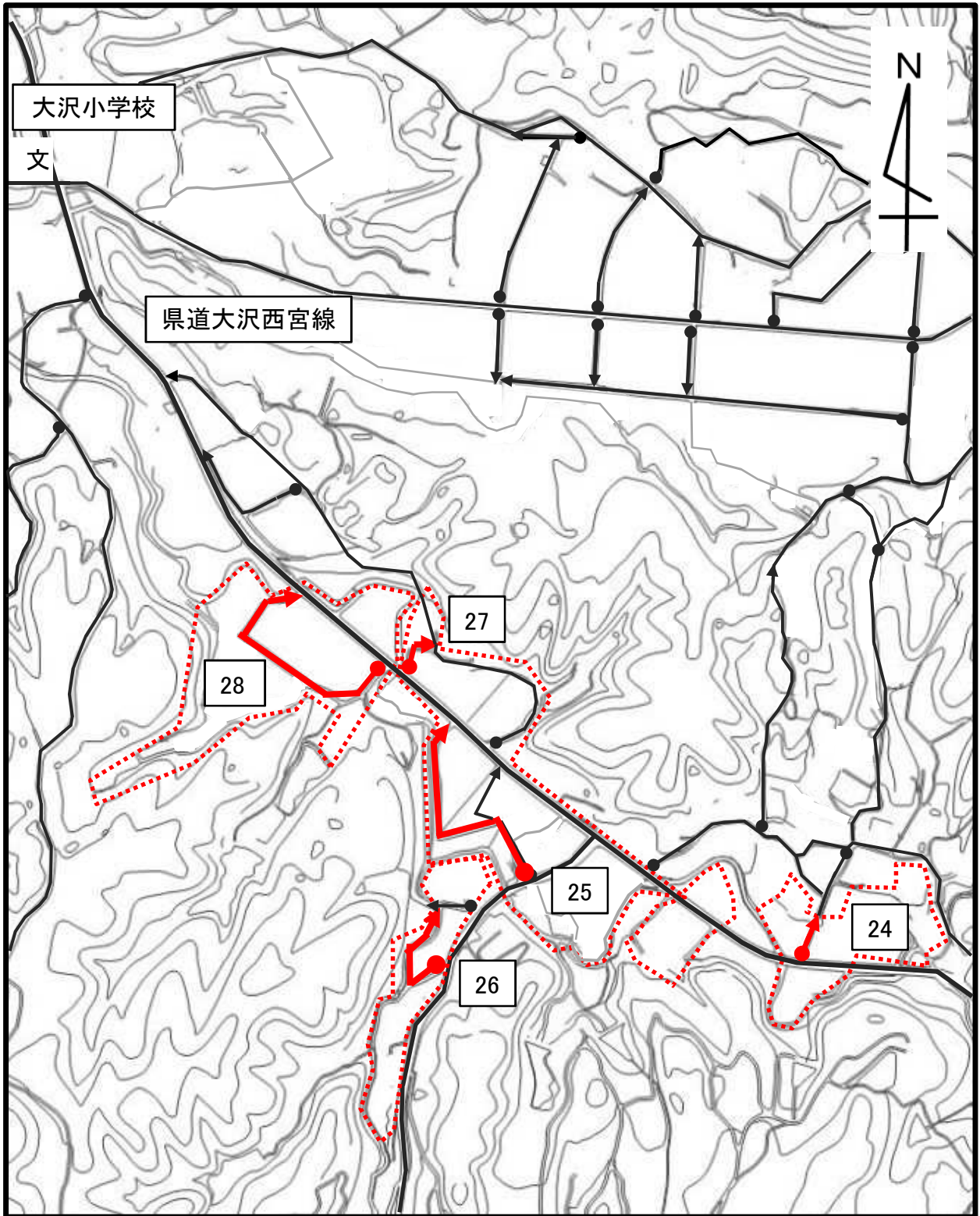
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図(その1)



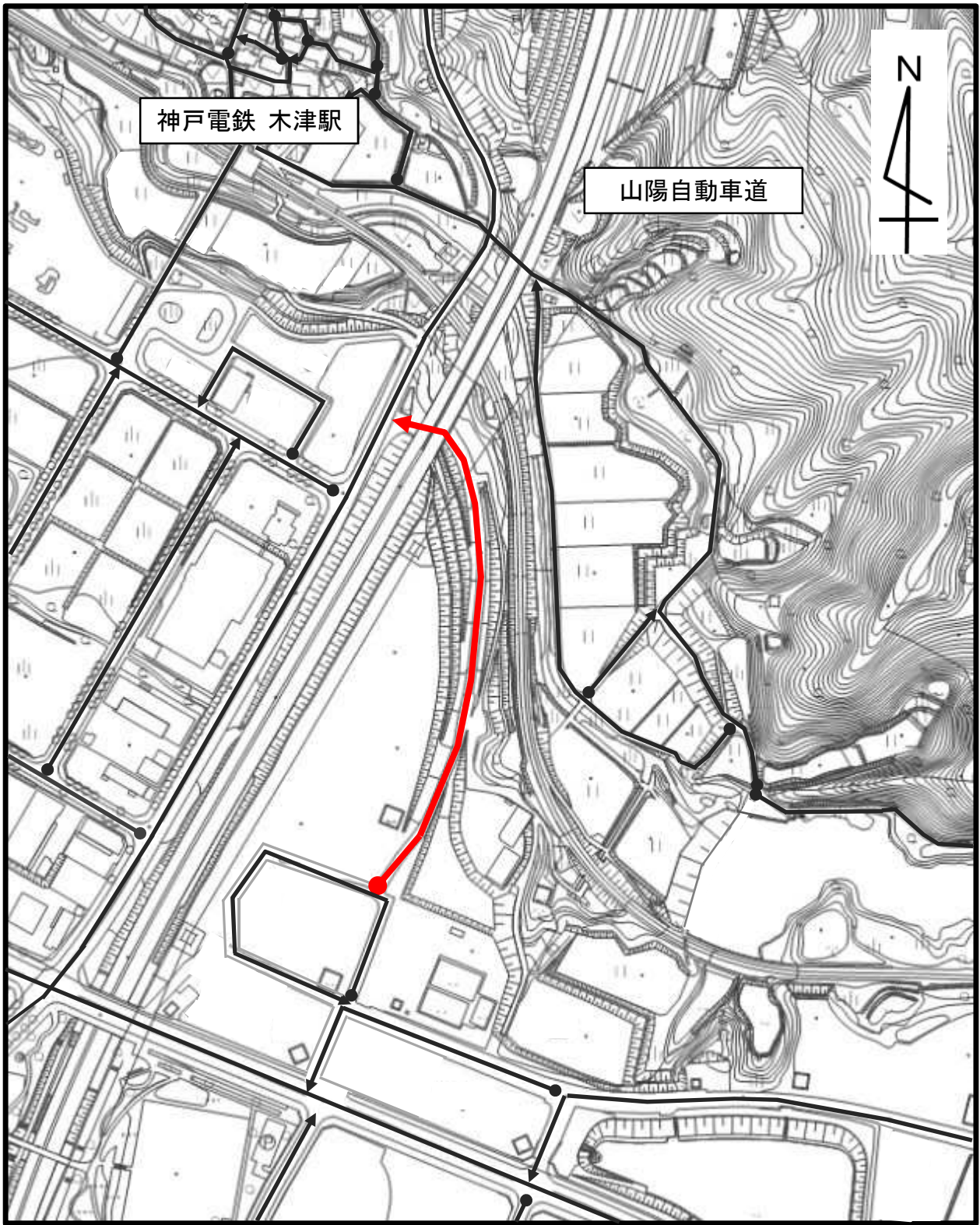
凡例		今回認定道路 (御影山手17、18号線)
		(御影山手18号線は、歩行者専用道路)
		既認定道路
		都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その2)



凡例	今回認定道路 (上大沢24～28号線)
	既認定道路
	県営土地改良事業 大沢地区第2-1工区

議案参照図(その3)

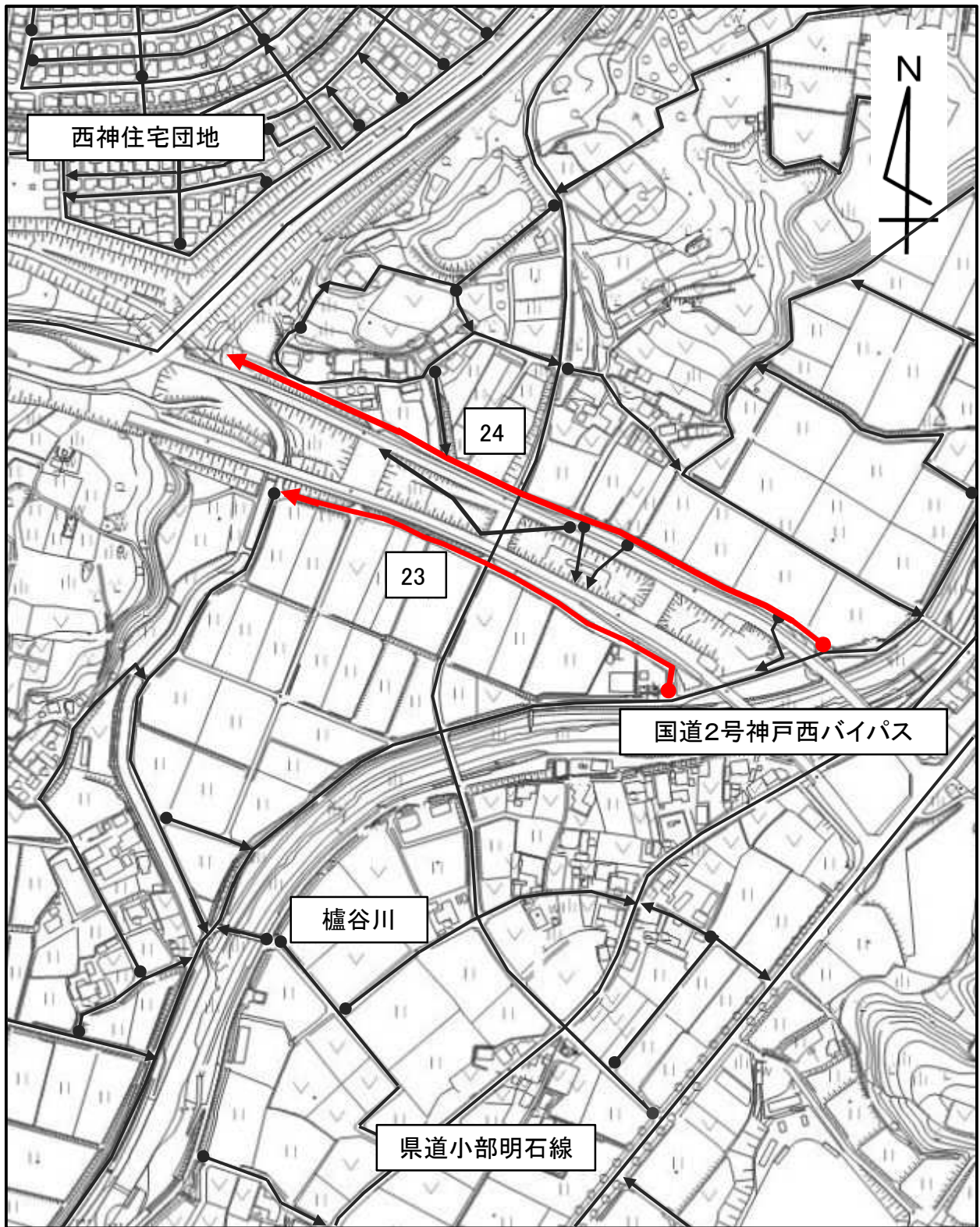


凡例

今回認定道路
(見津が丘31号線)

●→ 既認定道路

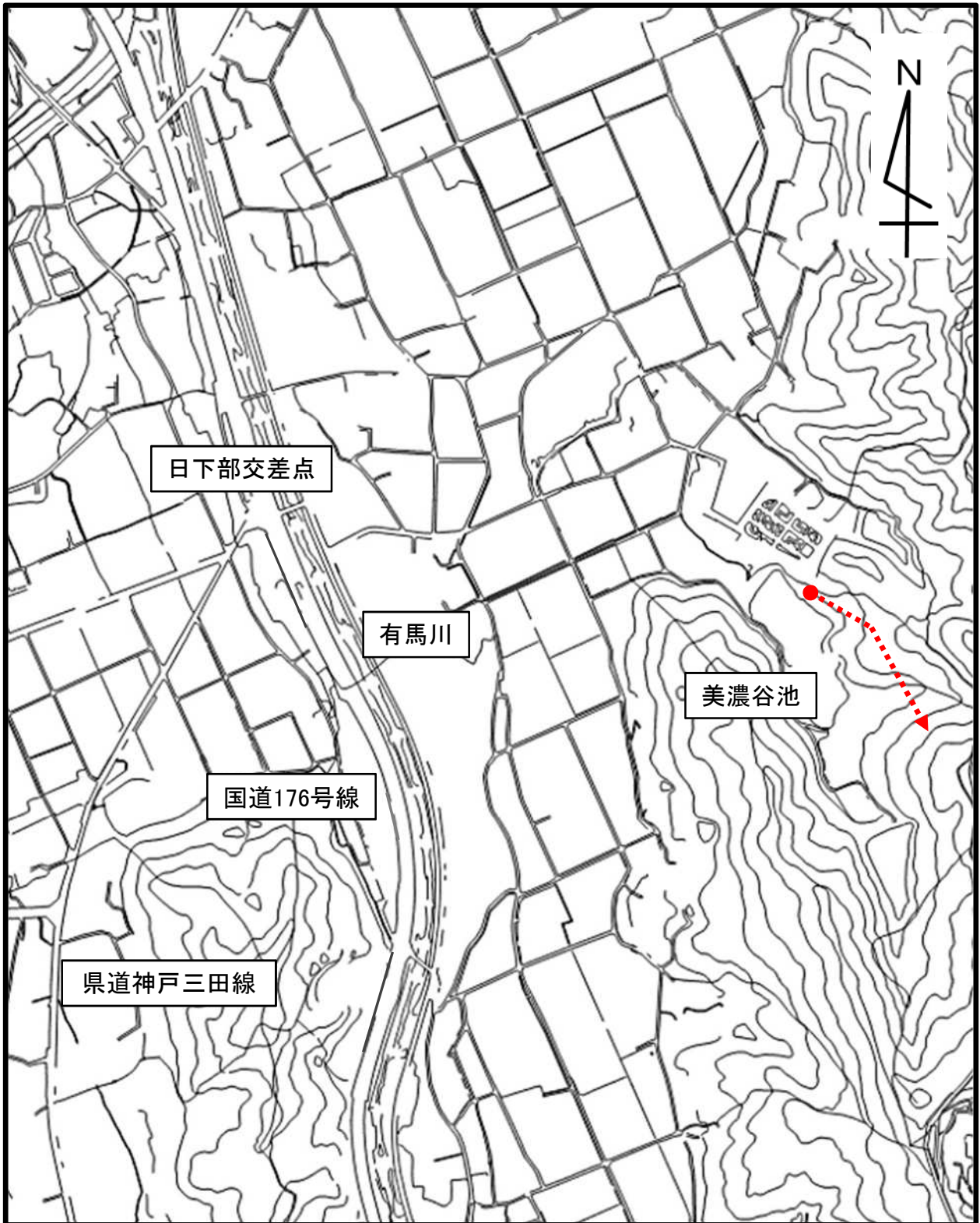
議案参照図(その4)



凡例

- 今回認定道路 (菅野23、24号線)
- 既認定道路

議案参照図(その5)

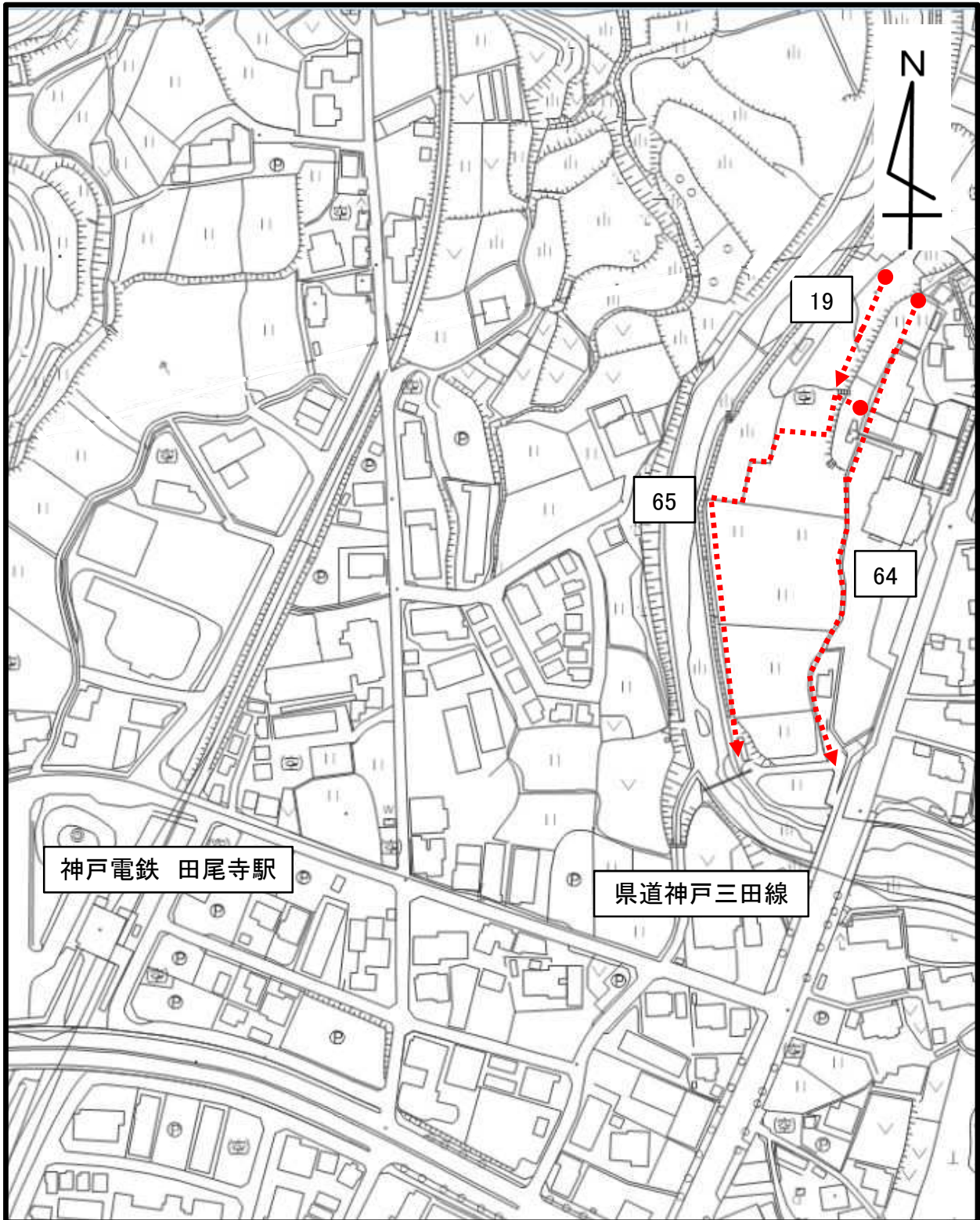


凡例

今回廃止道路
(道場村第39号線)

●.....▶

議案参照図(その6)

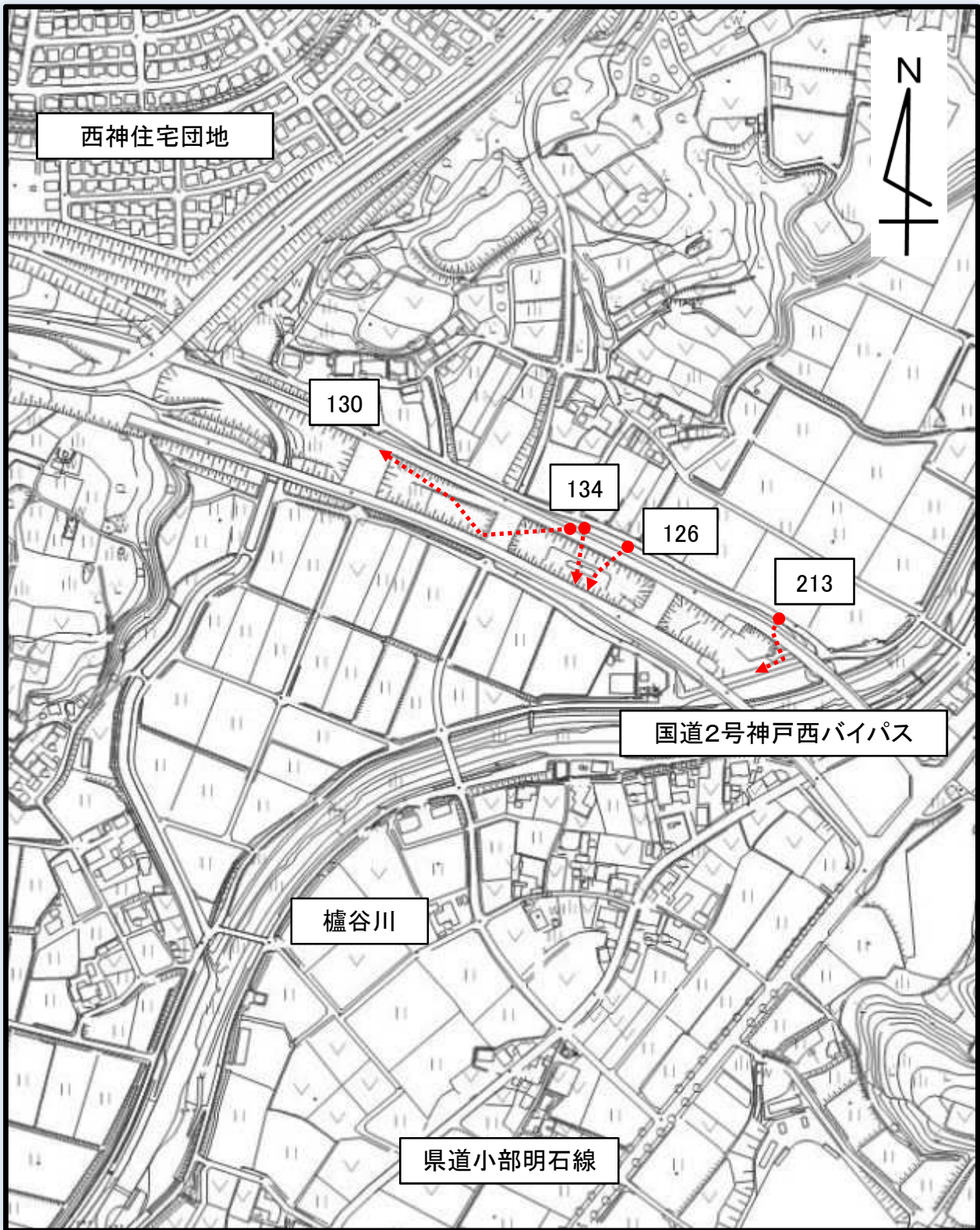


凡例

今回廃止道路

-▶ 有野里19号線
-▶ 有野町合併第64、65号線

議案参照図(その7)



凡例

今回廃止道路

●.....▶ 榎谷里213号線
(榎谷村合併第126、130、134号線)